

(参考②)

コメ新市場開拓等促進事業の見直しのポイント

1 低コスト生産等の取組の実施状況等の確認方法の具体化

(変更内容)

コメ新市場開拓等促進事業に係るQ&A等において、低コスト生産等の取組の実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定める。

(変更理由)

畑作物産地形成促進事業について、会計検査院から「対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること」との処置要求が出されたことを踏まえ、畑作物産地形成促進事業と同様に低コスト生産等の取組の実施を要件としている本事業においても、取組の実施状況等の確認方法を具体化することによって事業をより適切に実施するため。

2 低コスト生産等の取組面積ポイントの配点区分に係る面積の変更

(変更内容)

採択に係る低コスト生産等の取組面積に応じたポイントについて、ポイント毎の面積範囲を以下のとおり変更。

【引き上げ】

- ・ 新市場開拓用米（最大ポイント面積：50ha 以上→100ha 以上）
- ・ 加工用米（最大ポイント面積：150ha 以上→400ha 以上）

【引き下げ】

- ・ 米粉用米（最大ポイント面積：50ha 以上→10ha 以上）

(変更理由)

採択に係る低コスト生産等の取組面積に応じたポイントについては、対象作物間でポイントの取りやすさに大きな差が生じていることから、これまでの実績を踏まえ、対象作物間のポイントの取りやすきの差がなくなるようにするため。

<p><6. 確認、報告></p>	
<p>6-1</p>	<p>農業者は低コスト生産等の取組支援を受ける場合、取組を行ったことの根拠書類として、どのようなものをいつまでにどこに示せばよいのか。 <u>また、地域農業再生協議会は、根拠書類で、何を</u> <u>確認して特定する必要があるのか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の取組確認等は地域農業再生協議会に実施していただくため、<u>農業者は</u>取組を行ったことの根拠書類<u>はを</u>地域農業再生協議会に示していただくこととなります。 ・ <u>農業者が示す</u>根拠書類としては、取組を講じたことが分かる書類を記録した（<u>農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等（必要に応じて写真を添付）及びや、当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）にて確認いただくことを想定して</u>いとします。<u>地域農業再生協議会が現場において取組の実施状況を確認する場合に作成する根拠書類としては、地域農業再生協議会が作成する現地確認記録簿等と</u>します。 ・ <u>また、地域農業再生協議会においては、当該根拠書類により、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等を確認して特定することと</u>します。 ・ 取組の確認スケジュールは地域農業再生協議会や品目によって異なるため、一概にお答えできません。
<p>6-2</p>	<p>ほ場の確認を行う必要はあるのか。水田活用の直接支払交付金におけるほ場確認と合わせて行ってもよいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物が現に作付けされているのかどうか<u>や取組の実施状況を確認いただくために、原則として、現場でのほ場確認は必要と考えています（取組の実施に疑義があるなどの場合は、現場での取組の実施状況の確認も行ってください。また、取組の実施状況の確認を行った場合には、確認した内容（取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等）について、現地確認記録簿を作成するなどして記録を残してください。）</u>。ほ場確認は水田活用の直接支払交付金のほ場確認と合わせて実施していただいても構いません。

<6. 確認、報告>

<p>6-1</p>	<p>農業者は低コスト生産等の取組支援を受ける場合、取組を行ったことの根拠書類として、どのようなものをいつまでにどこに示せばよいのか。 また、地域農業再生協議会は、根拠書類で、何を確認して特定する必要があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の取組確認等は地域農業再生協議会に実施していただくため、農業者は取組を行ったことの根拠書類を地域農業再生協議会に示していただくこととなります。 ・ 農業者が示す根拠書類としては、取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）とします。地域農業再生協議会が現場において取組の実施状況を確認する場合に作成する根拠書類としては、地域農業再生協議会が作成する現地確認記録簿等とします。 ・ また、地域農業再生協議会においては、当該根拠書類により、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等を確認して特定することとします。 ・ 取組の確認スケジュールは地域農業再生協議会や品目によって異なるため、一概にお答えできません。
<p>6-2</p>	<p>ほ場の確認を行う必要はあるのか。水田活用の直接支払交付金におけるほ場確認と合わせて行ってもよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物が現に作付けされているのかどうかを確認いただくために、原則として、現場でのほ場確認は必要です（取組の実施に疑義があるなどの場合は、現場での取組の実施状況の確認も行ってください。また、取組の実施状況の確認を行った場合には、確認した内容（取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等）について、現地確認記録簿を作成するなどして記録を残してください。）。ほ場確認は水田活用の直接支払交付金のほ場確認と合わせて実施していただいても構いません。

コメ新市場開拓等促進事業（令和7年産）の採択及び配点基準について

（赤字は令和6年度（令和6年産）からの変更点）

【採択について】

地域協議会の品目ごとに、下表の1の①又は②のいずれか、2の①又は②のいずれか、3の①又は②のいずれか、4、5、6及び7の合算ポイントで評価し、予算の範囲内でポイントの高い順から品目ごとに採択する。

その際、令和6年度当初予算コメ新市場開拓等促進事業にて低コスト生産等の取組支援を受けた協議会のうち、1の①又は②、3の①又は②に係る計画面積を達成できなかった場合は、未達分の面積を減じた上で評価する（未達分の面積を引いた値を用いてポイントを算出）。

また、品目ごとに下表のとおり優先枠を設定し、それぞれ枠の範囲内でポイントの高い順から採択する。

なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

（要綱別紙17参照）

【配点基準】

項目	ポイント	
1 低コスト生産等の取組状況	【新市場開拓用米】 ①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア <u>100ha 以上</u> 24	ア 300%以上 24
	イ <u>80ha 以上～100ha 未満</u> 20	イ 200%以上～300%未満 20
	ウ <u>60ha 以上～80ha 未満</u> 16	ウ 150%以上～200%未満 16
	エ <u>40ha 以上～60ha 未満</u> 12	エ 100%以上～150%未満 12
	オ <u>20ha 以上～40ha 未満</u> 8	オ 75%以上～100%未満 8
	カ <u>20ha 未満</u> 4	カ 75%未満 4
	2 本事業対象品目の作付状況	【加工用米】 ①又は②のいずれかを選択。
①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1		②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
ア <u>400ha 以上</u> 12		ア 300%以上 12
イ <u>300ha 以上～400ha 未満</u> 10		イ 200%以上～300%未満 10
ウ <u>200ha 以上～300ha 未満</u> 8		ウ 150%以上～200%未満 8
エ <u>100ha 以上～200ha 未満</u> 6		エ 100%以上～150%未満 6
オ <u>50ha 以上～100ha 未満</u> 4		オ 75%以上～100%未満 4
カ <u>50ha 未満</u> 2		カ 75%未満 2
		【米粉用米（パン・麺専用品種）】 ①又は②のいずれかを選択。
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア <u>10ha 以上</u> 12	ア 300%以上 12
	イ <u>8ha 以上～10ha 未満</u> 10	イ 200%以上～300%未満 10
	ウ <u>6ha 以上～8ha 未満</u> 8	ウ 150%以上～200%未満 8
	エ <u>4ha 以上～6ha 未満</u> 6	エ 100%以上～150%未満 6
	オ <u>2ha 以上～4ha 未満</u> 4	オ 75%以上～100%未満 4
	カ <u>2ha 未満</u> 2	カ 75%未満 2
		【全作物共通】 ①又は②のいずれかを選択。
①当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2		②当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産における本事業対象品目の作付面積 ※2
ア 50ha 以上 6		ア 10%以上 6
イ 40ha 以上～50ha 未満 5		イ 8%以上～10%未満 5
ウ 30ha 以上～40ha 未満 4		ウ 6%以上～8%未満 4
エ 20ha 以上～30ha 未満 3		エ 4%以上～6%未満 3
オ 10ha 以上～20ha 未満 2		オ 2%以上～4%未満 2
カ 0ha 超～10ha 未満 1		カ 0%超 ～2%未満 1

<p>3 主食用米作付削減面積 (地域農業再生協議会単位)</p>	<p>【全作物共通】 ①又は②のいずれかを選択。</p>	
	<p>①前年産から当年産の主食用米作付削減面積 ※3</p> <p>ア 50ha 以上 6</p> <p>イ 40ha 以上～50ha 未満 5</p> <p>ウ 30ha 以上～40ha 未満 4</p> <p>エ 20ha 以上～30ha 未満 3</p> <p>オ 10ha 以上～20ha 未満 2</p> <p>カ 0ha 超～10ha 未満 1</p>	<p>②前年産から当年産の主食用米作付面積削減割合 ※3</p> <p>ア ▲10%以上 6</p> <p>イ ▲8%以上～10%未満 5</p> <p>ウ ▲6%以上～8%未満 4</p> <p>エ ▲4%以上～6%未満 3</p> <p>オ ▲2%以上～4%未満 2</p> <p>カ ▲0%超 ～2%未満 1</p>
<p>4 転作状況 (地域農業再生協議会単位)</p>	<p>【全作物共通】 当年産における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合 ※4</p> <p>ア 50%以上 3</p> <p>イ 40%以上～50%未満 2</p> <p>ウ 30%以上～40%未満 1</p>	
<p>5 ブロックローテーションの取組状況</p>	<p>【全作物共通】 当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックローテーションを行う面積の割合 ※5</p> <p>ア 50%以上 6</p> <p>イ 40%以上～50%未満 4</p> <p>ウ 30%以上～40%未満 2</p>	
<p>6 新規取組農業者の状況</p>	<p>【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目ごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合</p> <p>ア 100% 12</p> <p>イ 80%以上～100%未満 6</p> <p>ウ 50%以上～80%未満 3</p>	
<p>7 地域計画の策定状況</p>	<p>【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合</p> <p>ア 80%以上 6</p> <p>イ 50%以上～80%未満 4</p> <p>ウ 10%以上～50%未満 2</p>	
<p>優先枠</p>	<p>新市場開拓用米 40億円 加工用米 20億円 米粉用米（パン・麺専用品種） 20億円</p>	

- ※1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※2 2について、低コスト生産等に取り組まないものも含め、主食用米の作付けを削減した農地等で本事業対象品目を作付けする場合、その面積若しくは増加率を対象。
(増加率＝当年産の本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産の本事業対象品目の作付面積)
- ※3 3について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積割の割合
(割合＝当年産の転換作物の作付面積／当年度の水田面積)
- ※5 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にブロッコリー・トマトに取り組む面積の割合
(割合＝本事業対象品目における翌年産のブロッコリー・トマト面積／当年産の転換作物の作付面積)